

(著作権の保護期間に関する日本国政府と英国政府との間の書簡 (仮訳))

(日本側書簡)

2018年6月15日

本大臣は、両締約国における著作権及び関連する権利の保護期間に係る条項が含まれる経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「本協定」という。)を想起し、本協定第14・13条(保護期間)の規定に関連して、1951年9月8日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約(以下「平和条約」という。)第15条(c)の適用に関する日本国の次の了解を確認する光栄を有します。

(i) 日本国政府は、本協定が効力を生ずる日に本協定に定めるところにより著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、それまでに同国において与えられていた保護期間(平和条約第15条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。)を超えることとなるという事実を認めるとともに、その事実について注意を喚起する。

(ii) 日本国政府及び英国政府は、(i)に関連し、並びに日本国と英国との間における使用料の効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体(以下「集中管理団体」という。)の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を奨励し、及び歓迎する。

(iii) 日本国政府及び英国政府は、必要に応じて、(ii)の対話の状況を見直すために、またこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を議論するために、会合する意図を有する。

本大臣は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第15条(c)の規定に基づく日本国及び英国の権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光栄を有します。

本大臣は、閣下が、貴国政府がこの了解を共有していることを確認されれば幸いです。

日本国外務大臣
河野太郎

英国ビジネス・エネルギー・産業戦略大臣
グレッグ・クラーク閣下

(英国側書簡)

2018年6月28日

日本国外務大臣
河野太郎閣下

本大臣は、2018年6月15日付けの閣下の書簡に表明されているとおり、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「本協定」という。）第14・13条（保護期間）の規定に関連して、1951年9月8日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第15条(c)の適用に関する英国の次の了解を確認する光栄を有します。

(i) 英国政府は、本協定が効力を生ずる日に本協定に定めるところにより著作権及び関連する権利に関して日本国において与えられる保護期間が、それまでに同国において与えられていた保護期間（平和条約第15条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。）を超えることとなるという事実を認めるとともに、その事実について注意を喚起する。

(ii) 英国政府及び日本国政府は、(i)に関連し、並びに英国と日本国との間における使用料の効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体（以下「集中管理団体」という。）の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を奨励し、及び歓迎する。

(iii) 英国政府及び日本国政府は、必要に応じて、(ii)の対話の状況を見直すために、またこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を議論するために、会合する意図を有する。

本大臣は、更に、英国政府に代わって、この書簡が平和条約第15条(c)の規定に基づく英国及び日本国の権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光栄を有します。

英国ビジネス・エネルギー・産業戦略大臣
グレッグ・クラーク